

# 広島県の建設工事に係る 入札・契約制度の概要

令和元年6月

# 目 次

ページ

<b>I 公共工事の入札・契約制度に係る法体系</b> .....	3
<b>II 広島県建設産業ビジョン2016の概要</b> .....	4
<b>III 契約の方式（地方自治法）</b> .....	5
<b>IV 広島県の建設工事の入札・契約手続の概要について</b>	
1 建設工事入札参加資格認定の流れ（令和元・2年度資格認定）.....	6
2 入札方式別フロー図.....	7
3 入札方式（請負対象設計金額別）.....	8
4 一般競争入札への参加資格要件.....	9
5 特定建設工事共同企業体（特定JV）制度.....	10
6 予定価格の公表.....	10
7 入札ボンド制度.....	10
8 低入札価格調査制度.....	11
9 建設工事に係る総合評価落札方式.....	13
10 指名除外措置.....	17
11 談合情報対応.....	17
12 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度.....	17
13 苦情処理手続.....	18
14 再苦情処理.....	18

# I 公共工事の入札・契約制度に係る法体系

## 地方自治法

対象：地方公共団体

入札・契約の基本的な手続を規定

## 建設業法

対象：建設業者，国，地方公共団体  
目的：建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

建設業の許可基準，建設業者としての責務等を規定

《建設業者としての責務等》

- ① 建設工事の担い手の育成・確保
- ② 適正な施工体制確保の徹底

## 入札談合等関与行為防止法

対象：国，地方公共団体  
目的：入札談合等の防止

発注機関の職員の入札談合等関与行為の防止を規定

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

対象：国，地方公共団体，特殊法人等  
目的：公共工事の入札契約の適正化

公共工事の発注者・受注者が，入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

《基本的・具体的な措置》

- ① ダンピング対策の強化
- ② 契約の適正な履行を確保

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律

対象：国，地方公共団体，特殊法人等  
目的：公共工事の品質確保の促進

公共工事の品質確保のための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し，品質確保の促進策を規定

《品確法の基本理念》

- ① 現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保
- ② 中長期的な担い手の育成・確保
- ③ ダンピング防止

## II 広島県建設産業ビジョン2016の概要



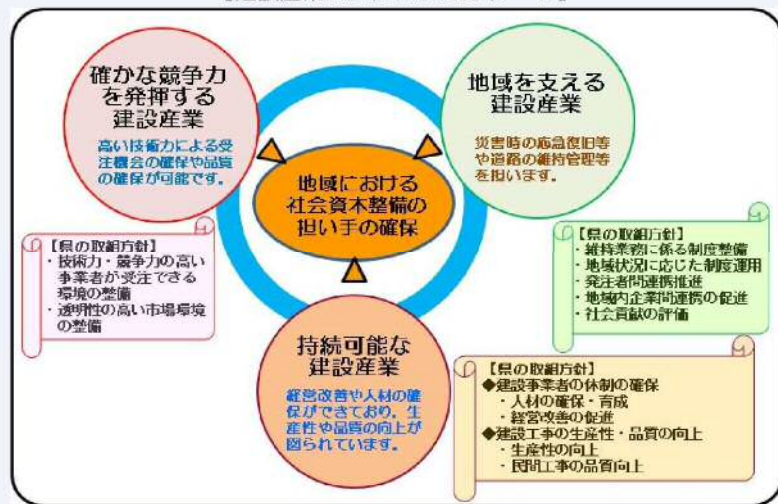
### 目指すべき姿

「地域における社会資本整備の担い手が確保されつづけている状態」

### 計画の概要

- ✓ 目指すべき姿の実現に向け、4つの取組の方向性を整理
  - 技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境を整備し、公平性を確保しつつ優良な担い手を存続
  - 県だけではなく市町と連携して取り組むことで、各地域において市場環境整備を加速化
  - 全県一律ではなく、地域の実情に応じた取組を検討することで、地域ごとの担い手を確保
  - 建設事業者の経営改善や人材育成・確保などの体制確保について、一義的には事業者の自らの努力に委ね、関係団体等と連携してそれぞれの取組を支援することで持続的に担い手を確保
- ✓ これらの方向性に沿って、県の取組を「確かな競争力を発揮する建設産業」、「地域を支える建設産業」、「持続可能な建設産業」の3つの分野に区分
- ✓ それぞれの分野において、公共事業に係る市場環境整備を柱として取組方針を定めたもの

【建設産業ビジョン2016のイメージ】



### 計画期間

平成28年度～32年度(5年間)

### 取組の概要

取組分野	県の取組方針	取組項目		
確かな競争力を発揮する建設産業	技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境の整備	総合評価落札方式の対象拡大・運用改善 新技術・新工法の活用促進(老朽化対策等)		
	透明性の高い市場環境の整備	契約手続適正化・品質確保に向けた取組 不正行為の排除の徹底(入札制度改正など)		
地域を支える建設産業	維持業務に係る制度整備	業務種類別になっている現行制度の統合整理など		
	地域状況に応じた制度運用	地域の状況に応じた制度運用の柔軟化 適正な受注確保に向けた制度の確立		
	発注者間連携推進	市町との連携の仕組みづくりと具体連携施策検討(資格統合、制度統一、共同発注、発注計画公表ほか)		
	地域内企業間連携の促進	合併促進、協業化や地域維持型JV等検討		
	社会貢献の評価	地域貢献への取組評価の拡充(消防団等の資格反映)		
持続可能な建設産業(※新たな課題にも対応)	建設事業者の体制の確保	人材の確保・育成	業界と共同での就職説明会の実施 労働環境の改善(社会保険未加入対策強化) 技術者・技能労働者の教育支援(教育訓練など) 講演会の開催、現場見学会の実施	
		経営改善の促進	公共工事の将来見通しの提示(整備計画等)	経営改善に向けた相談機会の確保(相談窓口の設置) 経営セミナー等の実施
			生産性の向上	施工時期の平準化(債務の活用など) 地域での発注時期調整等の可能性検討・実施 不必要な重層下請の防止(施工体制台帳の確認など) 国の施策を受けた重層構造対策 適正な工期の確保
	民間工事の品質向上	民間工事の品質向上	ダンピング対策の強化 品質向上に向けた建設業法上の指導・監督強化 業界との品質向上方策検討・実施	

### Ⅲ 契約の方式（地方自治法）

《契約締結方法の原則（自治法234条第1項、第2項）》

#### ● 一般競争入札

調達案件毎に予め資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、参加希望者の中から資格要件を満たす者の全員で入札を行う方法

種類	メリット	デメリット
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範な参加機会の確保</li> <li>・ 業者選定過程の透明化・公正化</li> <li>・ 競争性・経済性の高まり</li> <li>・ 発注者の恣意性の排除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適・不誠実業者の排除が困難</li> <li>・ 過当競争，ダンピングによる質の低下</li> <li>・ 入札参加資格審査等の事務量の増加</li> </ul>

#### 《本県における運用》

運用：個別の契約の性質又は目的により競争を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認める場合には、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等などの加重的な参加資格（自治法施行令第167条の5の2）を設定して入札を実施

#### ● 指名競争入札

発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札を行う方法

《自治法施行令で定める要件（施行令167条）》

- ① その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- ② 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

種類	メリット	デメリット
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工能力など工事特性に合わせた能力を有する業者を選定できる。</li> <li>・ 不良不適格業者を事前に排除できる。</li> <li>・ 入札参加審査等の事務量の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恣意的な運用の恐れ</li> <li>・ 指名行為による競争性の低下と談合誘発の可能性</li> <li>・ 入札参加機会が制限される。</li> </ul>

#### 《本県における運用》

運用：発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札を実施

#### ● 随意契約

競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法

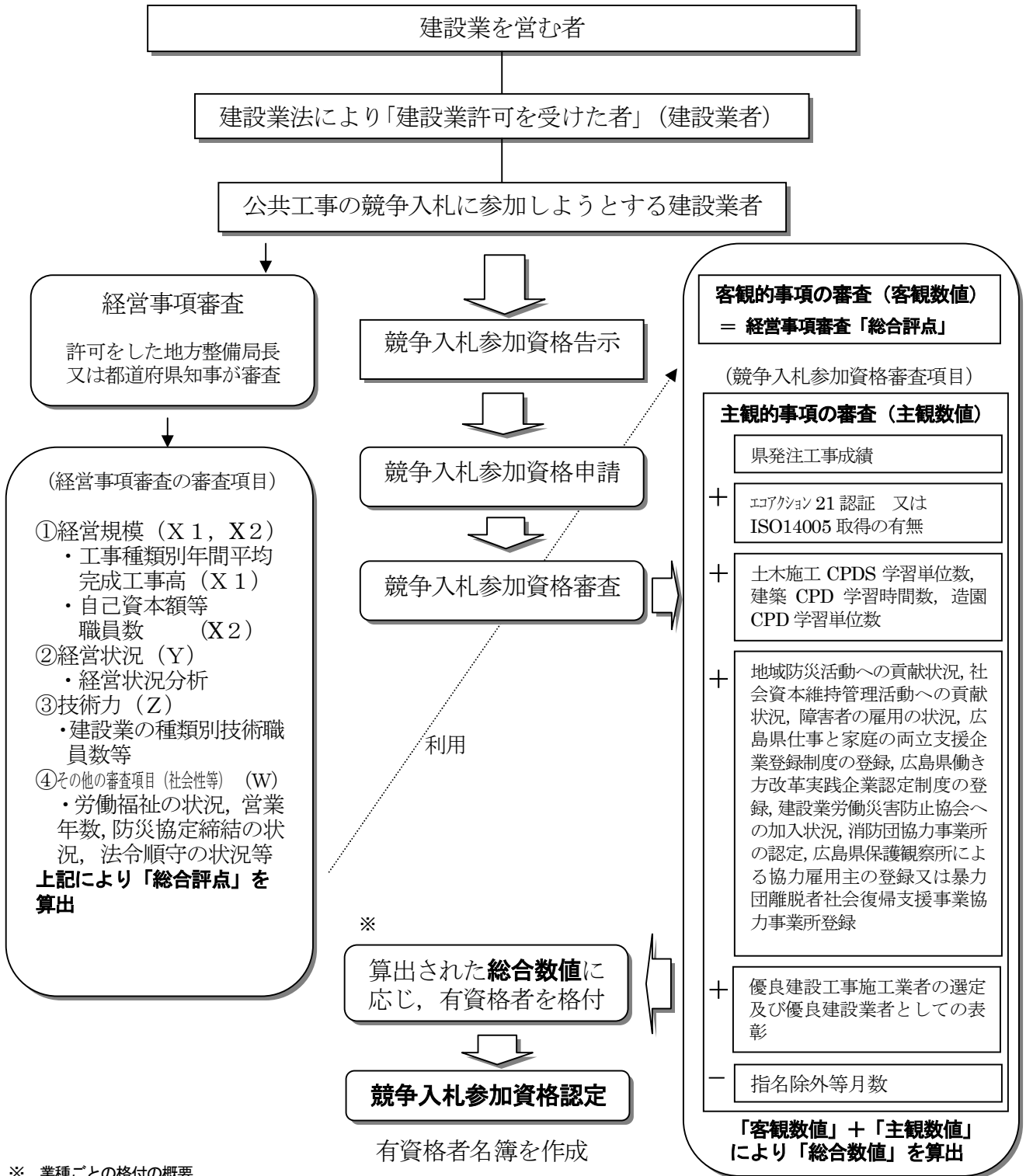
《自治法施行令で定める主な要件（施行令167条の2）》

- ① 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ② 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ③ 競争入札に付した結果、入札者がいないとき。
- ④ 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- ⑤ 一定金額以下の少額契約を締結するとき。 ⇨
- ⑥ 落札者が契約を締結しないとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。

契約の種類	都道府県・指定都市	市町村(指定都市を除く。)
工事・製造請負	250万円	130万円

# IV 広島県の建設工事の入札・契約手続の概要について

## 1 建設工事入札参加資格認定の流れ（令和元・2年度資格認定）



※ 業種ごとの格付の概要

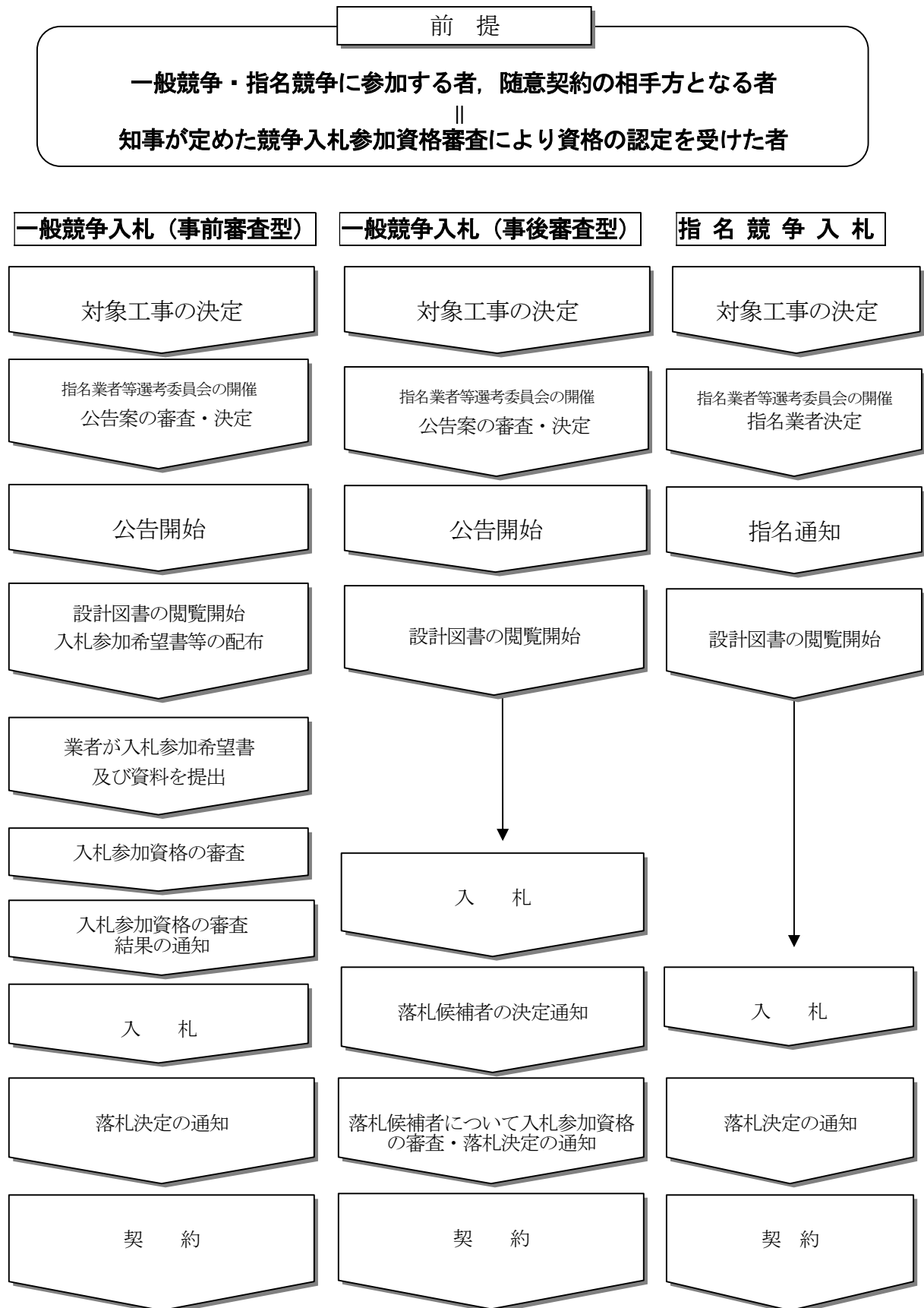
### 《土木一式の格付》

格付	A	B	C	D
総合数値	1,250 以上	880 以上	660 以上	660 未満

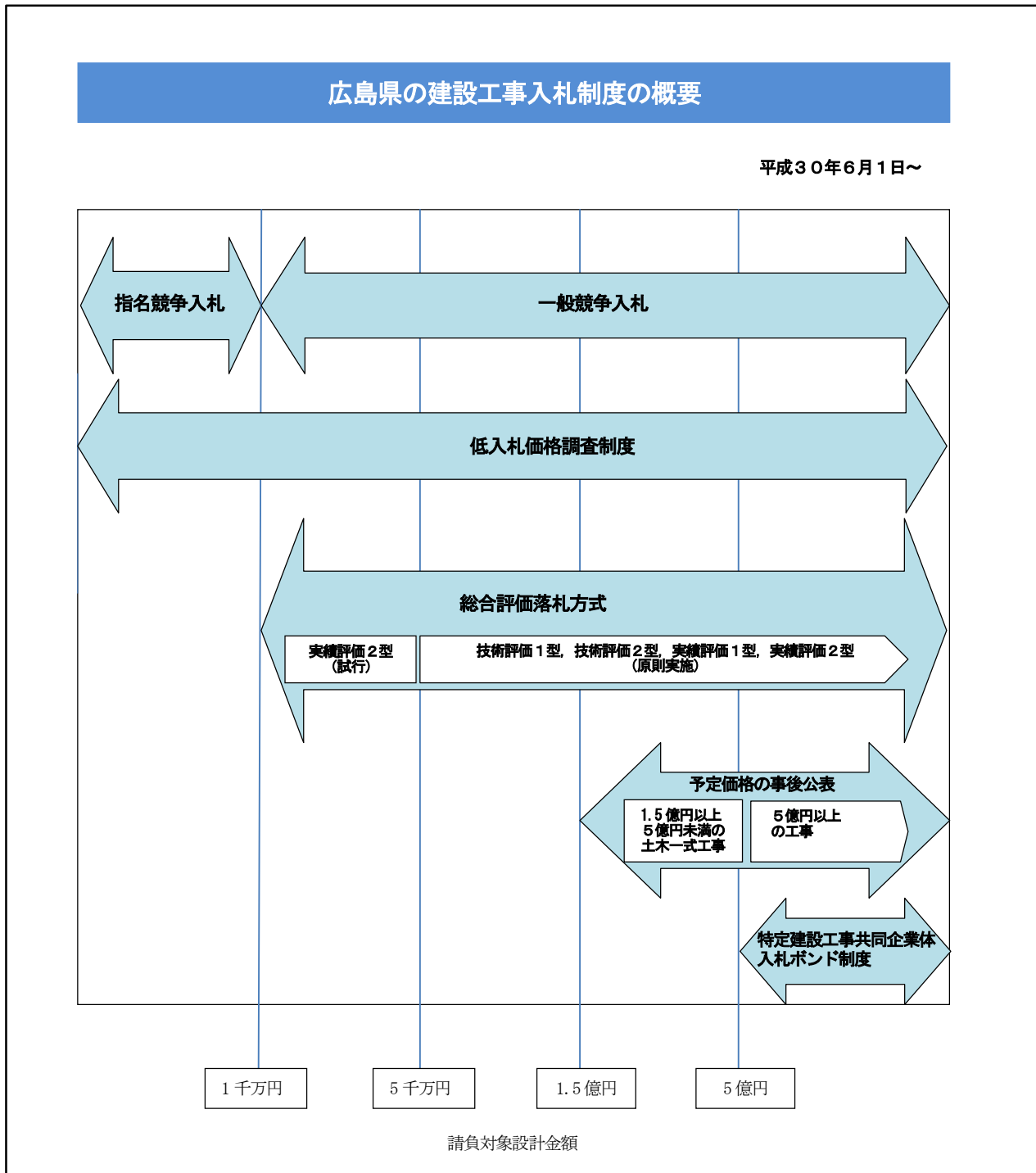
### 《「土木一式」以外の業種の格付》

：建築一式、とび・土工・コンクリート、解体、法面処理、舗装、造園、電気、管、鋼構造物、塗装、水道 の11業種 ⇒ 【4段階に格付】  
 ：しゅんせつ、機械器具設置、電気通信 の3業種 ⇒ 【3段階に格付】

## 2 入札方式別フロー図



### 3 入札方式（請負対象設計金額別）



※ 一般競争入札（事前審査型）におけるWTO政府調達協定対象工事については、請負対象設計金額が22億9,000万円以上（平成30年4月～平成32年3月）の建設工事が対象となる。

請負対象設計金額は税込です



#### 4 一般競争入札への参加資格要件

一般競争入札（事前審査型）では、入札前に参加希望者全員に対して参加資格要件の確認を行うが、一般競争入札（事後審査型）は、開札後に落札候補者に対してのみ参加資格要件の確認を行う。

※ 参加資格要件は、入札案件ごとに異なるので各入札公告により確認すること。

##### (1) 県の建設工事入札参加資格者名簿における格付等級

当該工事の請負対象設計金額の区分に応じ、建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）別表第4に定めるものであること。

選定要綱別表第4（抜粋）《土木一式工事の場合》

請負対象設計金額	格付	
2億円以上	A	
1億円以上2億円未満	A(駈)	
5,000万円以上1億円未満	A(駈)	B
1,000万円以上5,000万円未満	B	C
1,000万円未満	C	D

##### (2) 年間平均完成工事高

当該工事の業種に係る年間平均完成工事高（(1)資格の認定の基礎になっている経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。）が、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）以上であること。

##### (3) 特定建設業許可の要否

当該工事の請負対象設計金額が8,000万円以上である場合は、当該工事の業種について建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

##### (4) 営業所の所在地（※工事の種類又は性質等によって定めることができる。）

当該工事の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域内に有すること。

##### (5) 同種工事の元請施工実績（※工事の種類又は性質等によって定めることができる。）

ア 当該工事と同様の種類及び規模の工事（原則として当該発注工事の規模の80%以上の工事とする。）の元請施工実績（原則として直近10年から15年以内のものとし、かつ、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20%以上の場合のものとする。）を有すること。

イ 広島県内の公共工事において、当該工事と同一の業種の元請施工実績を有すること。

##### (6) 配置技術者に係る要件（※工事の種類又は性質等によって定めることができる。）

当該工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者（経験の有無及びその時期を指定することができる。）を配置（専任配置を条件とすることができる。）できること。

##### (7) その他

- ・ 県の指名除外・下請制限・契約制限等
- ・ 建設業法の規定による営業停止処分
- ・ 会社更生法に基づく更生手続等の状況
- ・ 民事再生法に基づく再生手続等の状況
- ・ 当該工事に係る設計業務の受託者等との資本・人的関係
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定への該当 など

請負対象設計金額は税込です

## 5 特定建設工事共同企業体（特定JV）制度

県工事は、単体企業への発注を原則とすべきものであり、特定建設工事共同企業体の活用は、工事の種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に限り行う。

特定建設工事共同企業体への発注に付すべき工事は、次のとおり、大規模かつ技術的難度の高い施設の工事で、知事が指定した工事とする。

### （対象工事）

- ・ 1件の請負対象設計金額がおおむね5億円以上の橋梁、トンネル、ダム、港湾、下水道等の土木構造物
- ・ 1件の請負対象設計金額がおおむね5億円以上の建築物又は設備
- ・ 工事の性格等に照らして、共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要があると認められる工事
- ・ 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事

### 構成員・組合せ表

請負対象設計金額	構成員数	組合せ
おおむね 5億円以上10億円未満 ----- おおむね 10億円以上20億円未満	2者	AA又はAB
おおむね 20億円以上30億円未満 ----- おおむね 30億円以上50億円未満	3者	AAA又はAAB ----- AAA

注) おおむね50億円以上の工事については、4者以上にすることができる。

なお、平成29年6月から、意欲のあるB業者に地域の大規模工事への挑戦機会を提供するため、発注工事の内容や地域の実情を踏まえて、予定価格1億円以上5億円未満の知事が特に認めた軽易な土木工事一式について、単体A業者と格付けB業者同士の特定JVによる混合入札が可能な制度を、限定的に実施している。

## 6 予定価格の公表

県が発注する建設工事の入札において、請負対象設計金額5億円未満の工事（1.5億円以上5億円未満の土木一式工事を除く。）は予定価格の事前公表を行い、5億円以上の工事及び1.5億円以上5億円未満の土木一式工事は予定価格を事後公表とする。

公表の時期	公表の理由	公表の方法	
事前	入札の透明性の向上	一般競争入札	広島県ホームページの調達情報（入札公告）により公表
		指名競争入札	広島県ホームページの調達情報（入札公告）及び、指名通知書、入札等一覧表により公表
事後	大規模工事における適正な見積り及び競争を促進する。	契約締結後に、広島県ホームページの調達情報において公表	

## 7 入札ボンド制度

過度な入札参加の抑制により、質の高い競争環境を整備するため、金融機関が行う建設企業の財務状況等に応じた与信枠の設定等の市場機能を活用する。

### (1) 対象

請負対象設計金額5億円以上の建設工事

### (2) 入札ボンドの種類

- 現金
- 現金に代わる担保となる有価証券（利付国債に限る。）
- 保険会社の入札保証保険
- 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
- 金融機関の入札保証

※入札ボンドのうち、現金、有価証券及び金融機関の入札保証については、落札決定時等に入札者へ還付

### (3) 保証を求める割合

入札金額（税込）の100分の5以上

請負対象設計金額は税込です

## 8 低入札価格調査制度

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。(自治法施行令第167条の10第1項)

### (1) 対象工事

全ての建設工事

### (2) 調査基準価格の設定

予定価格のおおむね90%

《予定価格の概ね90%とは》

予定価格算定の基礎となった額に100分の90を乗じ(予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む)が100万円以上の場合には10万円単位、100万円未満の場合には1万円単位とし、端数は切り捨てる)、消費税及び地方消費税相当額を加えた額

### (3) 適正な履行確保の基準

低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならない。

#### 1 数値的判断基準

入札書に記載した価格が工事費総額で失格とする基準価格(総額失格基準価格)以上であること。

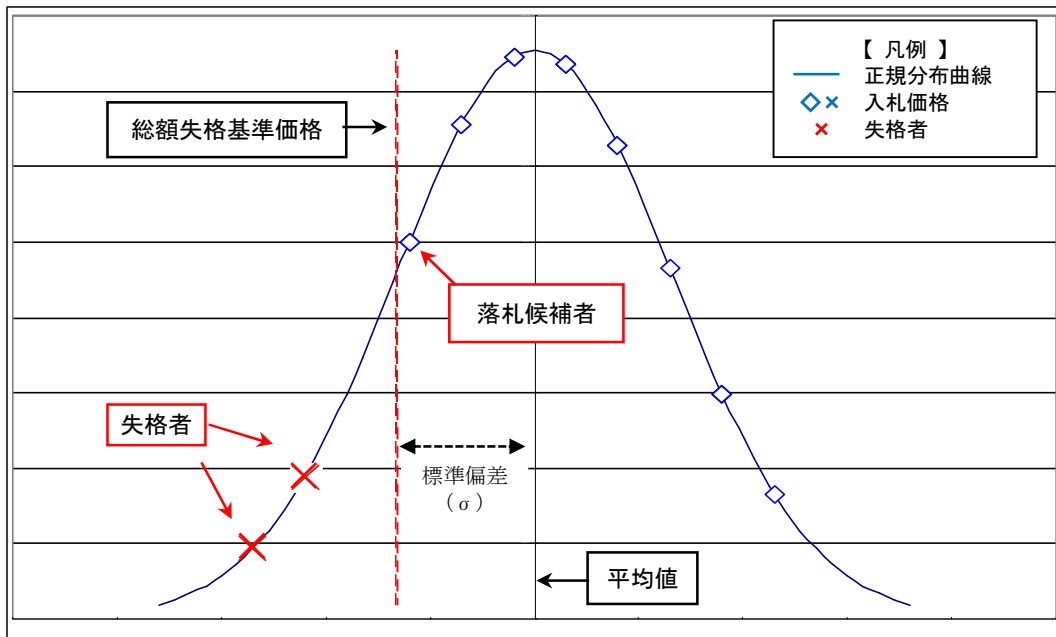
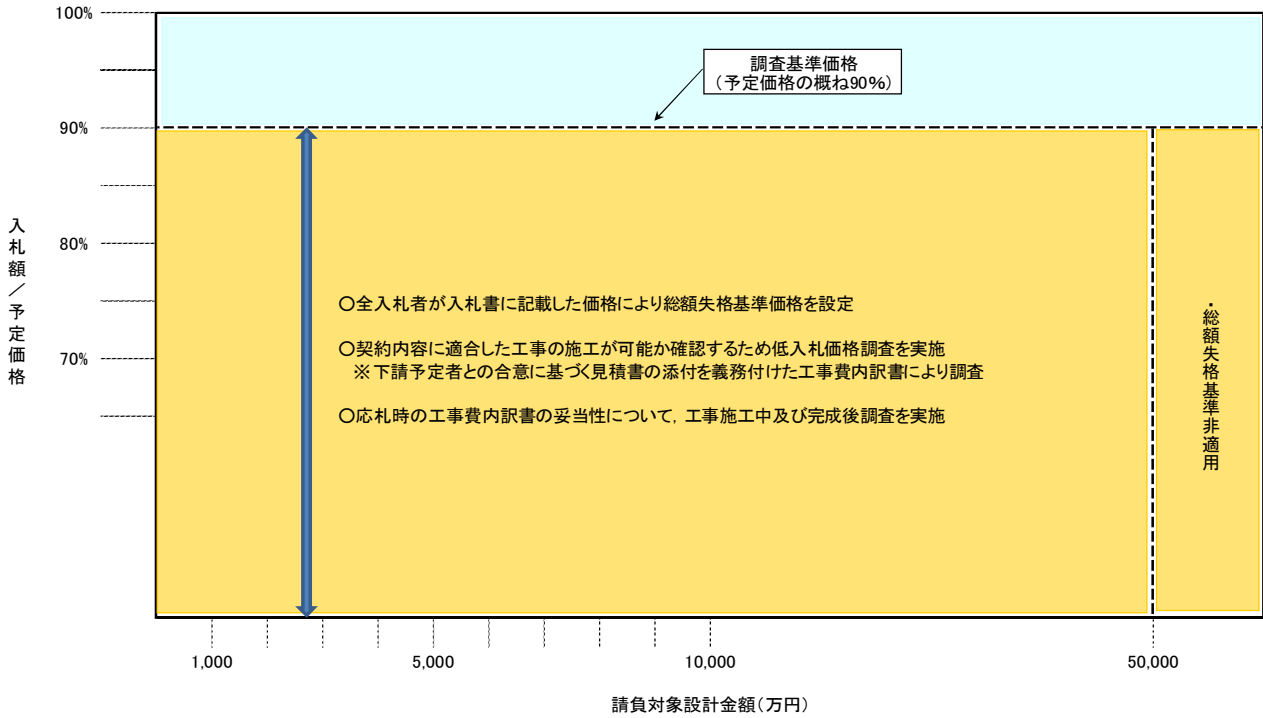
《総額失格基準価格の設定》

- ・有効な入札価格である入札参加者が5者以上の場合は、入札参加者の入札価格が正規分布となると仮定し、有効な入札価格の平均値から標準偏差を減じた額とする。
- ・有効な入札価格である入札参加者が5者未満の場合は、有効な入札価格の平均の額の95%に相当する額とする。

#### 2 基本的判断基準

- ・ 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- ・ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- ・ 工事の手抜き、下請け(予定者)へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に県が引渡しを受けた県発注工事において、工事成績評点が65点未満の工事がないこと。
- ・ 当該低価格入札の開札日から起算して過去2年間に、品質管理、安全管理、不適切な施工体制等又は下請業者・資材業者に対する代金の支払状況等に関し、指名除外(措置日を基準日とする。)を受けていないこと。  
ただし、低価格入札により受注した県発注工事に関してなされたものに限る。
- ・ 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条各項各号に規定する措置及び追加措置の履行が予定されていることが確認できること。

## 低入札価格調査制度のイメージ図



入札価格による総額失格基準価格設定の概念図（総合評価落札方式を適用しない場合）

**【正規分布曲線】**

$$f(x) = \frac{1}{\sqrt{2\pi\sigma^2}} \exp\left[-\frac{(x-\mu)^2}{2\sigma^2}\right]$$

( $\mu$ は平均,  $\sigma$ は標準偏差)

**【標準偏差( $\sigma$ )】**

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1} \sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2$$

請負対象設計金額は税込です

## 9 建設工事に係る総合評価落札方式

総合評価落札方式では、価格と品質で総合的に優れたものをもって申込みをした者を落札者とする。(地方自治法施行令第167条の10の2(第167条の13により準用される場合を含む。))

### (1) 対象工事及び適用基準

次のいずれかの建設工事に係る入札を対象とする。

総合評価落札方式の型式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価1型	5,000万円以上	特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含み、技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物の品質確保の方法等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
技術評価2型		特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含むものの、技術的な工夫の余地が小さい工事において、一般交通等への安全対策、周辺環境への影響緩和対策等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価1型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価2型 (5,000万円未満の工事にも試行的に実施)	5,000万円未満	技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同一業種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
地域維持型	—	地域維持業務を受注した地域維持型JVの入札参加を可能とする工事

※ 請負対象設計金額5,000万円未満の土木工事において、「業者数が少ないことから地域要件を比較的広く設定している事務所」や「専門工事であり地域要件を比較的広く設定している工種」に限定し、試行する。

### (2) 評価方法等

標準点(基礎点)と加算点を合計した点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次の式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。なお、標準点(基礎点)は100点とする。

技術評価点 = 標準点(基礎点) + 加算点(※)

評価値 = 技術評価点 / 入札価格(税抜き, 単位: 千円) × 1,000

※総合評価の型式により、価格以外の評価点の合計を50点~70点換算)

加算点の計算方法については、次の表のとおりである。

工事区分	加算点の計算方法
土木工事	(評価項目) ・ 総合評価落札方式の型式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。 (配点) ・ 評価項目毎にその必要度、重要度に応じて定める。 (加算点の最高点数) ・ 評価項目毎の得点の合計から換算する加算点の最高点数は、10~80点の範囲内とする。
営繕工事 ( 建築一式工事 特殊設備工事(※) 電気設備工事・管工事等 )	(評価項目)及び(配点) ・ 土木工事と同様。 (加算点の最高点数) ・ 各評価項目の得点の合計から換算する加算点の最高点は20~70点の範囲内とする。

※ 特殊設備工事とは、下水道プラント設備工事、土木附帯工事のうちトンネル設備工事、排水機場ポンプ設備工事、ダム監視制御設備工事その他これらに類する工事。

(注) 全ての型式について、応札時に「自己採点表」の提出を求め、最も評価値の高い者から審査し、落札候補者を決定する。

請負対象設計金額は税込です

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正案（R元.6～）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
<b>(1) 技術提案</b>			<b>8.0～12.0</b>	<b>8.0～16.0</b>	<b>16.0～28.0</b>
① 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
③ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
④ 情報化施工技術の活用（選択） ※舗装工（大規模）のTSによる出来形管理技術（舗装）の提案に係る加算は0.5点。			◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>5.0～7.0</b>	<b>10.0～12.0</b>	<b>10.0～12.0</b>	<b>10.0～12.0</b>	<b>10.0～12.0</b>
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点*） ※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 過去9年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点*） ※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>4.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
<b>(5) 地域貢献の実績</b> (発注事務所管内での実績に限定)	<b>2.0～6.0</b>	<b>1.0～2.0</b>			
① 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	◎2.0	◎1.0			
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバー制度認定）	2.0	1.0			
③ 過去5年間の除雪等業務委託*又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】 <small>*除雪等業務委託は市町村への特例条例核認路線の発注業務も対象とする</small>	◎2.0				
<b>(6) 施工体制評価</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>
① 調査基準価格以上の場合加算。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加算	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
<b>(7) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
<b>合計</b>	<b>24.0～31.0</b>	<b>25.0～29.0</b>	<b>32.0～39.0</b>	<b>32.0～43.0</b>	<b>40.0～55.0</b>
<b>配点（換算値）</b>	<b>50点換算</b>	<b>50点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>70点換算</b>

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点の評価対象期間の改正はH31.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR元.8からとする

下線部は変更箇所

	地域維持型
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>5.0~7.0</b>
① 過去5年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0
④ 自社施工（選択）	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>8.0~9.0</b>
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去2年間の継続教育（CPD）の取り組み	2.0
⑥ 主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>6.0~12.0</b>
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
<b>(5) 地域貢献の実績</b> （発注事務所管内での実績に限定）	<b>2.0~12.0</b>
① 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】 【JV代表者又は単体企業】	◎2.0
② 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】 【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバ-制度認定）【JV代表者又は単体企業】	2.0
④ 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバ-制度認定）【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
⑤ 過去5年間の除雪等業務委託 <sup>※</sup> 又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 <small>※除雪等業務委託は市町への特例条例移譲路線の発注業務も対象とする</small>	◎2.0
⑥ 過去5年間の除雪等業務委託 <sup>※</sup> 又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 <small>※除雪等業務委託は市町への特例条例移譲路線の発注業務も対象とする</small>	◎2.0
<b>(6) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0
<b>(7) 施工体制評価</b>	<b>5.0</b>
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	5.0
<b>合 計</b>	<b>26.0~45.0</b>
<b>配 点（換算値）</b>	<b>50点換算</b>

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点の評価対象期間の改正はH31.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR元.8からとする

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R元.6～）

	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
<b>1 技術提案について</b>		6.0	12.0
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)			6.0
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)		6.0	6.0
<b>2 企業の施行能力について</b>	6.0	6.0	6.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去5年間の工事成績の3件の平均点（県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去3年間の優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
<b>3 配置予定技術者について</b> ※（ ）内は、建築一式工事以外の場合	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)
(1)過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験	3.0	3.0	3.0
(2)過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格(建築一式工事を除く)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
<b>4 地域の精通性・貢献度について</b> ※（ ）内は、建築一式工事の場合	3.0 (4.0)	3.0 (4.0)	3.0 (4.0)
(1)地域内における本店の有無	2.0	2.0	2.0
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況(建築一式工事のみ該当)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
<b>5 指名除外の状況</b>	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
(1)過去1年間における指名除外の有無	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
<b>6 施工体制評価</b>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>
(1)調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評価が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>
<b>合計</b>	<u>20.0</u>	<u>26.0</u>	<u>32.0</u>
<b>配点（換算値）</b>	40点換算	50点換算	60点換算

下線部は変更箇所



## 10 指名除外措置

一般競争入札及び指名競争入札の入札に参加し、並びに随意契約の相手方となるため、知事から入札参加資格の認定を受け、県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている建設業者が不正行為等を起こし、「建設業者等指名除外要綱」に規定する所定の要件に該当した場合には、一定期間、当該建設業者を指名せず、又は契約の相手方としない。

## 11 談合情報対応

### (1) 談合情報への対応について

各部局に「公正入札調査委員会」を設置し、談合情報が寄せられた場合には、当該情報に関する調査を実施するとともに、公正取引委員会・警察本部への通報など、「談合情報対応マニュアル」に基づき、厳正に対処している。

#### 【談合情報対応マニュアルの内容】

- ・ 談合情報を得た場合の連絡（公正入札調査委員会の開催）
- ・ 報告の手順及び対応体制のあり方
- ・ 公正取引委員会及び警察本部への通報の手順
- ・ 談合の事実が確認された場合の入札手続の取扱い など

### (2) 「公正入札調査委員会」における審議

当該情報の信ぴょう性等の判断及び公正取引委員会・警察本部への通報について調査審議

### (3) 信ぴょう性の判断基準

- ア 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者が明らかである場合
- イ 情報提供者が匿名である場合は、対象工事名・落札予定業者が明らかであり、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合。（通報者の氏名、連絡先が明らかでも、情報提供者が匿名の場合は同様）
- (ア) 談合に関与した業者名が明らかであること
- (イ) 談合が行われた日時、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること
- (ウ) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること

## 12 外部からの働きかけ等があった場合の記録・報告・公表制度

### (1) 不当な働きかけ等の範囲

不当な働きかけ等とは、働きかけ等（働きかけ及び情報提供要求）のうち、入札・契約事務の公正を害すると認められる、次に掲げる行為である。

行 為	内 容
不当な働きかけ	指名業者の選定に当たり、特定の者を指名することを依頼するなど、職員に対して、不適切な行為を行うことを要求する行為をいう。
不当な情報提供要求	入札前において、指名業者の名称など、職員に対して、入札・契約に係る公表されていない情報の提供を要求する行為をいう。

### (2) 外部からの働きかけ等に対する対応

職員は、外部から建設工事等の入札等に係る働きかけ等を受けた場合、原則として、次のとおり対応する。

	対 応
① 告 知	記録簿を作成する旨及び働きかけ等が不当なものと判断された場合は、その内容を公表することがある旨を告知
② 記 録	働きかけ等を行った者の氏名及び内容等を記録
③ 報 告	不当な働きかけ等又はその疑いのある行為について、本庁工事主管課を通じ、各部局に設置する公正入札調査委員会へ報告
④ 判 断	不当な働きかけ等に該当するか公正入札調査委員会が判断
⑤ 公 表	公正入札調査委員会の判断により、必要に応じ、不当な働きかけ等の内容を公表

### (3) 指名除外措置

資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、本県の職員に対して不当な働きかけ等を行い、工事の請負契約の相手方として不適当であると認定をした日から1か月以上9か月以内

### 1.3 苦情処理手続

#### (1) 指名競争入札及び随意契約について

指名競争入札及び随意契約において、指名されなかった者及び契約の相手方とされなかった者からの苦情を適正に処理するため、「建設工事における入札・契約の過程に係る苦情申立てに関する要綱」を定め、次のとおり対応している。

契約締結方法の区分	申立てができる者	申立てができる事項	苦情申立期間
指名競争入札	当該入札と同一業種において知事の資格認定を受けて県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている建設業者（以下「資格者」という。）で、当該競争に参加できる者として指名されなかった者	指名されなかった理由	入札契約担当職員が指名理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内
随意契約	当該契約と同一の業種における資格者で、当該契約の相手方として選定されなかった者	当該契約の相手方として選定されなかった理由	入札契約担当職員が契約の相手方を選定した理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内

#### (2) 指名除外措置、下請制限措置及び契約制限措置について

指名除外措置、下請制限措置及び契約制限措置について、指名除外措置、下請制限措置又は契約制限措置を受けた者からの苦情を適正に処理するため、「建設業者等指名除外要綱」、「県発注工事における下請負の制限基準」及び「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」において、苦情申立てに関する規定を整備し、次のとおり対応している。

措置の区分	申立てができる者	申立てができる事項	苦情申立期間
指名除外措置	指名除外措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内
下請制限措置	下請制限措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内
契約制限措置	契約制限措置を受けた者	措置を受けることとなった理由	当該措置の期間内

### 1.4 再苦情処理

#### (1) 趣旨

県発注建設工事等に対する入札及び契約に係る透明性の向上を図るため、入札及び契約の過程及び指名除外等の措置及び成績評定に係る再苦情を広島県公共工事入札監視委員会（第三者機関）が審議する。

#### (2) 入札及び契約の過程に係る再苦情（再説明）の対象

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札及び契約の過程に関する入札参加資格がないとされた理由などの苦情等の処理を発注機関で行った後に、これらの説明等に不服がある場合に再苦情（再説明）申立てを行ったもの。